

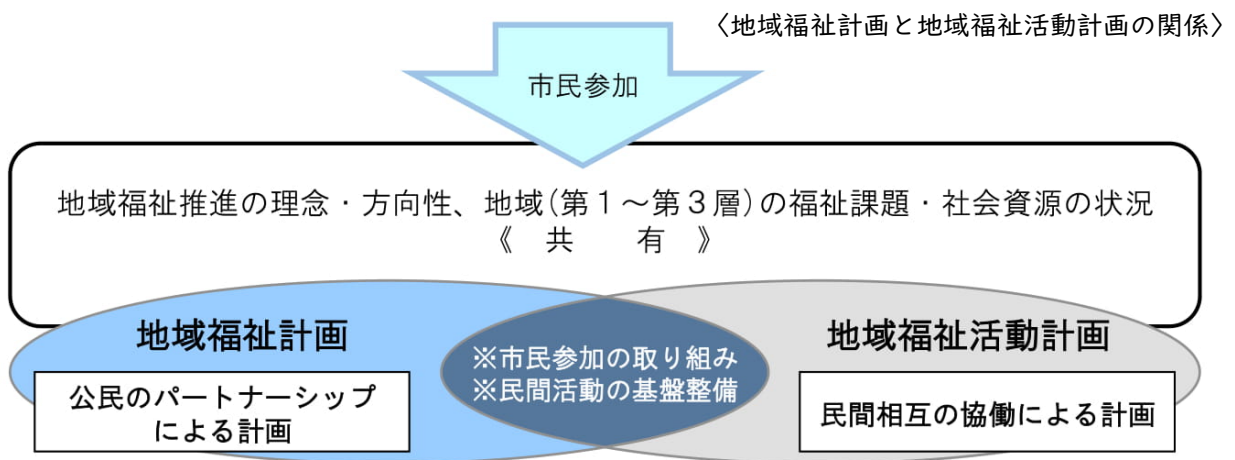
第 Ⅰ 章

總 論

◇ 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、地域の中に潜在化している様々なニーズを取りあげ、地域の自主的な福祉活動を支援するとともに、将来にわたって総合的な事業展開を図る際の方向性や具体的行動目標を示すものです。そして、この計画は、「公助(行政などが行う公的サービス)」「共助(介護保険制度など制度化された相互扶助)」「自助(自分自身や家族で解決すること)」「互助(地域の中のたすけあいで解決すること)」を柱として実施し、行政機関、市民、民間組織が協働して、各々の特性を生かして事業推進を行うための基本となる行動計画で、社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

一方、行政機関においては、同じ目的を持つ「地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進が社会福祉の理念という社会福祉法の規定に基づき、地域福祉推進の役割を位置付けることになっており、双方の計画は互いに補完補強しあうものとして策定されます。



◇ 第3次地域福祉活動計画のねらいと概要

わが国の社会情勢は、少子高齢化や核家族化の急速な展開、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮など、住民の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉課題はますます複雑化、多様化の一途をたどっています。

また、新たな感染症の発生により、社会経済へ与える影響が大きく、個人や世帯が抱える課題は、より一層深刻化しています。

このような状況の中、国では社会福祉法を改正し、地域の住民が主体となり、福祉や生活に対する課題を自ら解決するため、お互いに支え合う住民同士のつながり、地域でのたすけあいのしくみや既存の建物、事業助成金、などの社会資源を活用するとともに、地域の風土や特徴をいかしながら、誰もが役割と生きがいを持ち住み慣れた地域で暮らし続ける「地域共生社会の実現」に向けて、全国的な取組みが進められており、地域における福祉活動の重要性がより高まっています。

奥州市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、「地域の福祉力」を向上させることを目的として、地域福祉活動推進の主体となる市民が自発的に福祉活動を促進し、お互いを思いやり“だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくり”を推進するために、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画として平成21年度に「第1次奥州市地域福祉活動計画」、平成27年度には「第2次奥州市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき福祉活動を展開するとともに、その達成状況や評価を行いながら、地域住民と協働しながら福祉の推進をしてきました。

第3次奥州市地域福祉活動計画は、「地域共生社会の実現」に向けた推進を基本とし、近年における市民が抱える課題やニーズに対する推進目標を掲げ、5年後や10年後を見据え、「地域の福祉力」がより一層醸成されるよう具体的に明示しています。

また、地域福祉事業の推進や民間福祉活動の調整の役割を担う市社協が策定した奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画（以下「発展・強化経営計画」という。）と連携し、実効性をより強固にした行動計画になります。

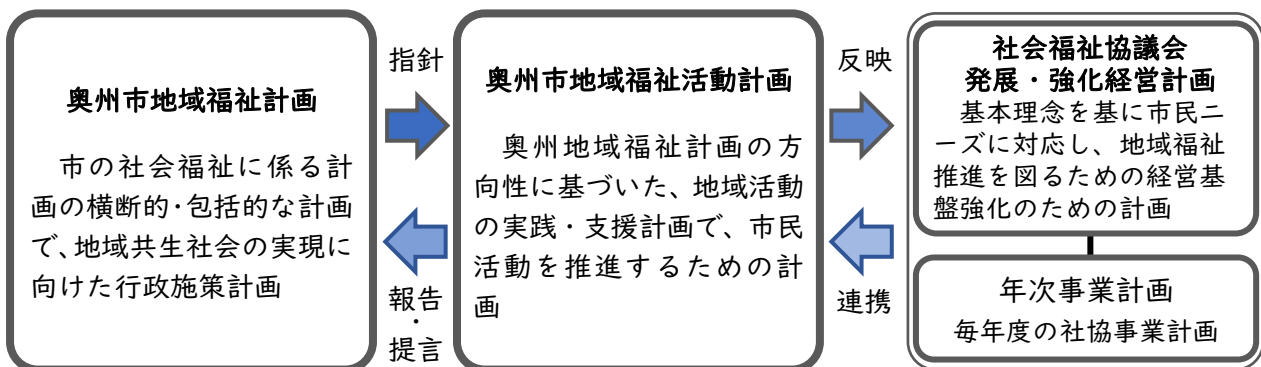
◇ 地域福祉活動計画策定の意義及び期間と進行管理

1 地域福祉活動計画の意義

この計画は、市民の立場から進める地域福祉活動の計画を策定するものであり、併せてその推進役である市社協の関連事業も盛り込むことで、一体となった活動を進めていこうとするものです。

市民と市社協が、ともに考え、ともに歩むために次のようなことが考えられます。

- (1) 計画づくりを通して、市民と地域福祉活動関係者が福祉課題について共通認識を持ちながら、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、役割分担や協力して行う活動が明確化されます
- (2) 住民懇談会などへの参加を通して、市民や地域福祉活動関係者が市社協についての理解が深まり、相互協力がしやすくなることで、組織の活動基盤の強化を図ることができます
- (3) 中長期計画を策定することで、地域福祉活動が体系的・継続的に推進され、市民参加や関係機関団体などの連携が円滑になります
- (4) 民間地域福祉活動をつまびらかにすることで、行政との連携、連動性の確保につながり、市民参画が容易になります
- (5) 基本理念の達成において一定の活動方針に沿った事業などを計画的に展開することで、地域福祉関係者との協働が進めやすくなります
- (6) 市民主体による多様な地域福祉活動の展開は、多面的な福祉サービスを生み出し、その提供を可能とすることから、福祉力の向上が図られます
- (7) 地域福祉の推進を担う市社協が策定した発展・強化経営計画と連携することで、財政基盤や組織の見直しを図り、将来にわたる地域福祉の推進が強化されます



2 地域福祉活動計画の期間と進行管理

この計画は令和7年度を到達目標に設定し、令和3年度から5年間を計画期間とします。

計画期間である5年を、第1期3年、第2期2年に区分し、期毎に進捗や達成状況などの点検（モニタリング）、評価を行いながら最終年度には総評価と第4次計画の策定を行います。

計画の執行に係る協議や期毎の評価については、奥州福祉推進市民会議において、進行管理を行います。